

正徹草庵領備中国小田庄について

岩 下 紀 之

—

先年公刊された『室町幕府引付史料集成』上巻（昭和五十五年・近藤出版社）に、正徹の草庵領である、備中国小田庄に関する一文が含まれている。これについて論じられた文章は、まだ管見に触れないので、ここに私見を提出してみた。

次に引用するのは、右に収められた『御前落居記録』の一節である。なお試解のため、㊦から㊧までの番号を付した。

（花押1）

一 大原勝林院通敵申来来迎院領備中国小田、甲斐、山梨、新賀四箇村事

正徹草庵領備中国小田庄について

①為年来当院領之処、中古院務本達上人・同朋正信致自專、任雅意令讓与聖興藏主、于時其跡常喜并徹書記下於于今押妨之条、寺領一所及失墜之由就申之、②被尋下常喜等、召出支証、備上覽訖、尤以合奉行雖可有御札明、③所令出帯如支状并文書案正文紛失者、本券正信讓状也、④何非住持之儀可相計寺領哉、縦雖為院務、一代住持讓状難被許容歟、旁以通徹所申非無其謂、⑤然早任曆応三年十二月四日 院宣之旨、以 御判可被返付来迎院也矣

永享三年五月廿五日 大和守貞連（花押）

文中の徹書記なる人物が、永享年間に備中国小田と関係しているので、正徹その人であると考えられるのである。

表題は、大原勝林院の通敵なるものが、来迎院領である備中国の四箇村につき、訴えた、ということになる。

①この四箇村は長年当院領であつた。ところが、中古、院務本達上人と同朋正信が、勝手に聖興藏主に譲与してしまい、これを相続した常喜ならびに徹書記以下が今日に至るまで、同地を押妨している。このままではみすみす寺領を失なってしまうことになる、と訴え出した。②そこで常喜等に尋問し、証拠書類を提出させ、將軍の上覧に備えた。③ところが常喜側で提出した書類は写しであつた。（原文書は紛失したとのことだ）。本券は正信の讓状である。④そこでこのように沙汰をした。住持でもない正信が寺領を処分してよいことがあろうか。たとえ院務がやったことだとしても、一代限りの住持にすぎないものの讓状では有効性を認めがたい。こうしてみると通敵の言い分には道理がないわけではない。⑤従つて、曆応三年の院宣の通り、將軍の判をもつて、同所領は来迎院に返還されるべきである。以上のように読みとれると思うのである。

所領地の所有者について、時間的に事実経過を追ってみれば、備中国四箇村は、まず暦応三年十二月四日付の院宣によって来迎院領と認められていた。後に本達上人と同朋正信が勝手に聖興蔵主に譲与した。聖興からさらに常喜、徹書記に伝領されたが、来迎院から見れば権利侵害に他ならず、幕府に対して訴え出、幕府はこれを正当な訴えとして認定したということになるのである。

なお『御前落居記録』は『国書総目録』には東大法学部研究室蔵本一本のみを記載し、他の伝本を聞かない。この書は室町幕府將軍御前における御前沙汰の記録であり、冒頭の花押は足利義教自身の花押である。しかも本書は、編者桑山浩然氏の解題によれば、花押の筆勢、奉行人の筆蹟等から、「写本でなく原本である可能性が強い」とのことである。とすれば、この記述は、室町幕府の中枢部において、將軍自らが認めた判決を、幕府奉行衆が書き留めたという、この上ない根本史料である。また、当然この判決は訴訟当事者双方、ならびに備中守護、またはしかるべき機関に伝えられたはずであるが、その文書は今のところ知られていない。

二

さて、この訴訟について正徹側の対応を見てみたいが、残念ながら『草根集』には永享三年度分が欠けているのである。前年度にあたる永享二年、翌年の永享四年については、『草根集』巻二に日次をおってかなりくわしい記述がある。『私家集大成』によれば、(以後『草根集』は同書により、その番号で引用する)永享二年十二月の一六七三番の次に、(九行分空白)があつて、すぐに永享四年正月一日の記事になっており、まさに永享三年分全体が欠けているのである。これは翌年の永享四年四月二日に起きた火災による、歌稿の焼失に由来するかも知れない

が、まことに惜しまれる。しかし、この所領が再び正徹の手にもどった康正二年九月廿三日に、『草根集』では九五三一の詞書、

草庵領備中国小田庄といふ在所に、当御代の安堵の御判申しいたしたるを、人々佳せらるゝことありしに、
続歌申沙汰せし中に

と淡々と記すのみであることから考えて、永享三年分の詠草が保存されていたとしても、細かい訴訟のことが記されていたとも思われない。家集に記すべき事柄ではないからである。

次に文中にあらわれる寺院、人名について記しておく。

大原勝林院は、地誌類に記述されているが『雍州府誌』巻四によれば、

在大原而比叡山之末寺也、本尊世称証拠阿弥陀、传言、法然与台徒有法論、是謂大原問答、于時此弥陀為証、
故称之

『山城名跡志』巻五によれば、

寂源、長和年中ノ開創ナリ

などに見える。平安朝以来の由緒ある、天台宗の寺院である。

来迎院は、『雍州府誌』に、

在勝林寺之東山上

とあって、両寺がすぐ隣合つて存在しているとわかる。この来迎院所領について、勝林院の僧が訴訟をおこすのは不思議なようであるが、両寺は単に所在が近いというだけではなく、ともに魚山声明を伝えた寺院であるから、室町期に勝林院が来迎院の寺務を取扱ったり、あるいは事実上併合したりなどの事情があったのであろう。^{注一}なお、本

達上人、同朋正信、通敵については何も知られていない。

聖興藏主についても全く不明であるが、藏主というのは明らかに禅宗での名称であり、天台の寺の住持が所領を譲るといふのも不思議に思われる。あるいは知客という語は、何か単なる知人という以上のことを意味するのかもしれないが、これもその通りに受けとるしかないであろう。

常喜については、東福寺の塔頭に常喜庵があり、大日本古文書中の『東福寺文書』一巻の五八・五九文書に常喜庵として花押を書いた人物があり、これは編者によれば、「華嶽建胄」という僧だと注してある。ただ、『御前落居記録』中の常喜は、寺院名ではないであろう。個人名としての徹書記と並記されているからである。なお、常喜庵については、『草根集』二四四二・六三三二などの詞書にも名があがっている。

ところで、『草根集』巻六には、

同三年(筆者注)(享徳)八月四日、細川右京大夫勝元、弘源寺常喜十三回追善のためとて、品経すゝめられし中に

陀羅尼品 令後安穩 離諸衰患

五三八七ちらさりき野分も雨もよきて行 花の千草の露の山陰

懐旧

五三八八ありふるもうつゝすくなき老か世に 昔かたりの夢を忘れぬ

とあって、たしかに正徹の知人の中に常喜と名乗るものがあるが、ここでは嘉吉二年に没した細川持之の法名なのであって、まさか管領職にして数箇国の守護であったものか、正徹と組んで備中の四箇村を押妨するとも思えない。第三の常喜を求むべきであろう。

以上論じたように、訴訟の記録にあらわれる人物はいずれも不明であり、所領が叡山系の寺院から禅宗の人物へ

譲られるのは不思議である。けれども『御前落居記録』の史料的价值から見て、今後は小田庄の伝来をめぐって大原勝林院、来迎院、本達上人、同朋正信、聖興蔵主、常喜などについての調査がすすめられるべきであろう。

三

正徹伝については、稲田利徳氏が諸史料、先行の諸研究を博搜して『正徹の研究』の中にまとめておられる。同書によって従来の研究を顧ると、小田庄については『草根集』によって康永二年九月廿三日に返還されたことが知られており、次に『松下集』によって、それ以前足利義教によって没収されていた所領であったことが新しく判明したのみであった。康永二年の所領安堵は『草根集』のみを根拠とし『後鑑』も『史料綜覧』も他の史料を掲げることができなかつた。けれども『御前落居記録』によって、没収の日付が永享三年五月廿五日と明確になったわけである。

さらに本件の原因は従来、足利義教対正徹の個人的な確執にあるように論じられてきた。けれども、記録が明らかになってみると、勝林院通敵の訴訟に対し、正徹側が有効な反証を展開できなかったために敗訴したのであって、ここに義教の意図を想定する必要はない。中世の武家政権にとって、土地紛争に有効かつ公平な判断を下すとは根本的な存在理由であつたはずで、本件も幕府奉行人の評議による、いわば官僚的、組織的な判断と考えられるのであつて、將軍の独裁的、専制的な恣意による判決である可能性は必ずしも高くないであろう。さらに、敗訴したのは「常喜并徹書記以下人々」なのであつて、正徹個人ではない。土地所有権が争われたのは、この人々と勝林院・来迎院との間であつた。

このように追跡してみると、康正二年の逆転安堵についても別の見方が考えられる。永享三年の裁定が「一代住持讓狀難被許容歟」という、それなりの論理によつて成り立つのであるから、これをくつがえすに足りる何らかの材料が幕府に提出されたと想像されるのである。嘉吉元年の義教の死のあと、十数年後に安堵されているのだから、義教から義勝義政への將軍職の代替りとは、さほど関連がないのではないか。このことは、正徹没後、正広の代になっての再度の所領没収についても言えることであつて、その時もまた、勝林院・来迎院からの働きかけがあつたのではないか。一つの所領紛争が、永享三年から正徹死去の長祿三年まで、二十八年にわたつて続いているということなのであろう。『松下集』の記事もこうなつてみると別の見方ができるであらう。

六〇一床のうへにも露消し程もなく、余所になるこの小田の秋風

此歌は、備中国小田庄とて庵領あり、普広院殿の御時、ゆへなくめしはなされ侍り、御代の後、やかて安堵ありしを、愚身に相続ありて、老僧の死去の後、人の訴訟ありて、知行せさり、述懐の心也

文中の「普光院殿の御時」とは、単に足利義教の在職中の意味である。「ゆへなくめしはなされ侍り」は、勝林院側ではまた別の見方をするであらう。「御代の後、やかて安堵ありしを」は、実は義教死後十数年経てからの、康正二年のことであつた。「人の訴訟ありて」は、当然勝林院・来迎院の訴訟であらう。

結局のところ、小田庄をめぐる事件はありふれた民事事件にすぎなかつたのであり、現に『御前落居記録』に収められた他の諸事件も、大かた所領をめぐる紛争である。こうして歌人正徹の事件としてこの事件を見るのではなく、東福寺の大衆の一人としての正徹（『東福寺文書』四一三に、文安初年に大衆の一人として署名している正徹^{注三}がいる）がかかわつた土地紛争として見なおすならば、ここには足利義教個人の出る幕は全くない。もしいるとすれば、幕府機構の頂点に君臨し、一々の所領地については知識も興味も持ち^{注三}ちようもなく、ただ判決を有効ならしめ

るために花押を残す將軍がいるのみである。その將軍が義教と名乗っても、義勝、義政などと名乗っても、事態には何の変化も生じないのである。こうしてみると、伝説的な正徹流謠説と小田庄の没収とは必ずしも関連性が認められない。また正徹の出身地を、小田庄の存在ゆえに備中小田に求めるのは、根拠が弱まったと思われる。訴訟記録から見ると、この地は正徹の父祖から相伝されたものではなく、大原来迎院、聖興蔵主の手を経て伝わったものだからである。

注一 『古事類苑』宗教部一に、魚山声明の項を立て、『壺囊抄』から、

大原山ヲ本所ト云ニ付テ来迎勝林二院アリ

と引用し、また『大原来迎院文書』を引用するが、そこに記された血脈によれば、来迎院の声明を中興したとされる良忍の八代の弟子に宗祐という人物がおり、この注記に勝林と記されている。

注二 この花押と、正徹本徒然草上・下巻の花押、千歳文庫蔵蜷川智蘊筆伊勢物語に見える正徹花押は、それぞれ異なるように思われる。東福寺文書の正徹が歌僧とは別人の可能性も認められる。

注三 『満濟准后日記』によれば、永享三年五月末は、九州における大内氏と大友氏の紛争、関東の足利義持の動静等の対策におわれて、將軍足利義教は多忙極めていたと思われる。